# 平成26年度中国地方整備局コンプライアンス報告書

平成27年7月31日 中国地方整備局コンプライアンス推進本部

中国地方整備局は、平成24年11月に「中国地方整備局コンプライアンス推進本部」(以下、「推進本部」という。)を設置し、コンプライアンス推進のより一層の強化を図るため、毎年度、「中国地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、取組みを実施しているところである。

本報告書は、平成26年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画に基づき実施した取組みとそれに対する評価について取りまとめたものである。

# 平成26年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画

# はじめに

職員ひとり一人が適正に職務を行うためには、国家公務員法、国家公務員倫理法、発注 者綱紀保持規程等の関係法令を正しく理解するとともに、これらのコンプライアンスに関 するルールができた背景を知り、その遵守の必要性を十分に理解した上で、コンプライア ンス意識を持ち続けることが必要であり、そのためには研修や職場での啓発活動等を繰り 返し行うことが重要である。

併せて、上司が部下とコミュニケーションを図り、不当行為は絶対に容認しないという 姿勢が部下に伝わるような職場作りや、職員を孤立させない風通しの良い職場環境を作る ように取り組んでいくことが重要である。

このため、平成26年度コンプライアンス推進計画を以下のとおり策定する。

## 1 職員のコンプライアンス意識の醸成

職員個々のコンプライアンス意識の醸成を図るため、繰り返し、コンプライアンスに関する講座・研修・講習会等を受けられるような体制を作る。

また、局長等組織のトップが、直接、職員にコンプライアンス等について話す機会を作る。

#### ■取 組(資料1)

局長は、就任挨拶や事務所訪問時等の機会を通じて、自らのコンプライアンスに関する考え方を職員に伝えた。また、局長、副局長、部長は、職員研修における講話の中で、コンプライアンスに関する考え方を伝えた。

コンプライアンス意識及び行動の変化、各取組みの効果等を把握するため、本局の課長、 事務所の所長・副所長・課長・出張所長を対象にアンケート調査を実施した。

# (1) コンプライアンス出前講座

発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本局職員及び事務所のコンプライアンス指導者を講師とし、本局が全職員を対象とするコンプライアンス講座を実施する。

# ■取 組(資料2)

本局職員及び事務所副所長が講師となり、全職員を対象に11月から2月までの間、本局及び全事務(管理)所において「コンプライアンス出前講座」を実施し、受講率100%となる2,000名の全職員が受講した。

講座においては、国家公務員倫理法・規程、発注者綱紀保持規程及び官製談合防止法ができた背景・経緯を中心に説明するとともに、本省製作DVD「入札談合等関与行為をなくすために」を活用した。

# (2) 外部講師によるコンプライアンス講習会

# ① コンプライアンス講習会

発注者としてのコンプライアンスの意義及び重要性に関する理解を深める目的で、各地 区で外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

#### ■取 組(資料3)

○適正な請負業務に関する講習会 講師:各県労働局

• 平成26年6月18日(鳥取会場) 参加者 69名

・平成26年6月24日(広島会場) 参加者190名

平成26年6月27日(岡山会場) 参加者106名

・平成26年6月30日(倉吉会場) 参加者 29名

・平成26年6月30日(山口会場) 参加者 32名

・平成26年7月 8日(松江会場) 参加者 65名

・平成26年7月15日(出雲会場) 参加者 60名 計551名

# ○コンプライアンス講習会

·平成26年11月11日(松江地区) 参加者52名

講師:山陰中央新報社

演題:マスコミから見た公務員のコンプライアンスとリスク管理

·平成27年 1月 9日(岡山地区) 参加者91名

講師:中国電力(株)

演題: 当社におけるコンプライアンス経営の推進について

·平成27年 2月25日(米子地区) 参加者24名

講師:新日本海新聞社

演題:新聞記者の仕事からコンプライアンスを考える

·平成27年 2月27日(鳥取地区) 参加者51名

講師:弁護士

演題:コンプライアンスの落とし穴 ~最近の事案を参照しながら~

# ② 幹部職員を対象とするコンプライアンス講習会

幹部職員(事務所長、副所長を含む)を対象に、組織の管理職として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図る目的で、外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

# ■取 組(資料4)

○平成26年4月21日 コンプライアンス講習会 参加者108名

講師:本省総括監察官

演題:「腑に落ちる」コンプライアンス

# (3) 職員研修におけるコンプライアンス講義

中国地方整備局で実施する職員研修の重点実施事項にコンプライアンスの徹底を定め、それに基づき各研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設ける。

# ■取 組

中国地方整備局で実施した21の職員研修のカリキュラムにおいて、コンプライアンスに 関する講義を実施し、延べ300名の職員が受講した。

# (4) コンプライアンス・ミーティング

各職員が職場内で自発的に意見を出し合うことにより、職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図ることを目的に、コンプライアンス・ミーティングを四半期に1回、全職員を対象に実施する。

原則として所属単位を基本とし所属職員全員が参加して、本局が提示した具体的な共通 テーマ並びに本局及び各事務所において選定したテーマにより、ひとり一人の理解が深ま るような工夫を行う。

なお、ミーティング結果の報告を義務付け、質問に対してはフォローアップを行う。

## ■取 組(資料5)

職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、コンプライアンス・ミーティングを四半期に1回開催し、職員の参加率は第1回目98%、第2回目98%、第3回目99%、第4回目98%であり、年間を通じて参加できなかった職員はいなかった。

ミーティング参加者から出た質問に対しては、本局で回答を作成し、フォローアップを行った。

なお、第3回コンプライアンス・ミーティングにおいては、本局及び事務所が主体的にテーマを選定し実施した。

ミーティングにおいては、実施日やグループを分割したり、所属のミーティングに参加できなかった職員を集めて実施するなど、ミーティングへ全職員が参加できるよう工夫した。 事務所が独自に取組みを行った主な事例は、以下のとおりである。

- ・各所属でのミーティングの効果を高めるために、まず幹部会議で実際にミーティングを 行って留意点や参考事項等を整理した上で実施した。
- ・事務所長や副所長が、各所属のミーティングに参加して助言を行った。

# (5) コンプライアンスに関する情報提供

不祥事事例などのコンプライアンス意識の醸成に資する情報提供をイントラネット、メール、諸会議等を活用して行う。

#### ■取 組

毎月、公務員の懲戒処分等不祥事事案をとりまとめ情報提供を行った。各部・事務所においては、定例会議等を活用し職員周知を行った。

# (6) パソコン立ち上げ時のコンプライアンス遵守メッセージ表示

職員のコンプライアンスに関する意識の高揚とその徹底を図るため、定期的に全職員を対象として、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンス遵守メッセージを表示する。

# ■取 組(資料6)

毎月第1・第3月曜日において、パソコンの立ち上がり時にコンプライアンス・メッセージを表示した。

メッセージについては、最初の画面に職員に伝えたいキーワードを表示し、次の画面で解説を表示するよう、2段階に分けてポップアップするよう工夫した。

〈表示内容〉

- ・発注者綱紀保持規程の目的
- ・発注担当職員及び職員の責務
- ・秘密の保持
- ・事業者等との応接方法
- ・不当な働きかけの対応ルール
- 通報窓口
- 入札談合等関与行為

### 【評 価】

各取組みとも計画どおり実施され、職員のコンプライアンス意識の醸成が図られた。

出前講座や職員研修は、職員がコンプライアンスに関するルールができた背景・経緯を知り、その遵守の必要性を理解してもらうことを主眼において実施したことで、コンプライアンス意識の向上に繋がった。

外部講師による講習会は、公務の職場の中では気づかない問題を認識できたり、専門知識を得られるなどコンプライアンス意識の向上に効果的であるため、今後も各地区において積極的に実施する必要がある。

コンプライアンス・ミーティングは、第3四半期において、本局・各事務所が独自にテーマを設定し実施したが、各所属がより身近なテーマを選定したことが、コンプライアンスを自分自身のこととして考えるうえにおいて、有効であった。

今後は、これらを継続していくなかで、職員がコンプライアンスを自分自身のこととして高い意識を持って行動ができるようにするために、取組みを工夫していく必要がある。

# 2 事務所のコンプライアンス指導者の育成

# (1) 管理職研修

事務所の副所長を対象に、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図り、事務所におけるコンプライアンス推進の中心的な役割を担うことを目的に、管理職研修を実施する。

# ■取 組(資料7)

副所長を対象とする管理職研修を5月に実施し、16名が受講した。

# (2) コンプライアンスセミナー

事務所の課長を対象に、コンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンス・ミーティングなどを通し、部下職員へ適切な指導が行えるよう管理職としての資質の向上を図るとともに、事務所におけるコンプライアンス推進の実務的な役割を担うことを目的に、コンプライアンスセミナーを実施する。

# ■取 組(資料8)

事務所の課長を対象とするコンプライアンスセミナーを7月に実施し、34名が受講した。 事務所が独自に取組みを行った事例では、研修受講者が事務所職員を対象とした研修報告 会等を開催し、講習内容の説明を行った。

#### 【評 価】

各取組みとも計画どおりに実施され、平成26年度は新たに50名のコンプライアンス指導者が育成された。

事務所独自の取組事例のように、事務所でコンプライアンス指導者を積極的に活用していくことが期待される。

# 3 発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底

# (1) 発注者綱紀保持の周知徹底

① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令の遵守はもとより、発注者綱紀保持規程について周知徹底する。

また、全職員を対象に発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認する ため、セルフチェックを行う。その結果を踏まえて職員に対するフォローアップを行う。

② 発注担当職員が事業者等との適切な応接の実施を図るため、発注者綱紀保持マニュアルに定める事業者等との応接方法について周知徹底する。

# (2) 公務員倫理の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守については、 上記に掲げる出前講座や倫理週間等の機会を通じて周知徹底を図る。

また、全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、 セルフチェックを行う。その結果を踏まえて職員に対するフォローアップを行う。

# ■取 組(資料9)

コンプライアンス出前講座や職員研修において、発注者綱紀保持及び公務員倫理に関する 講義を行った。なお、出前講座においては、国家公務員倫理法・規程、発注者綱紀保持規程 及び官製談合防止法ができた背景・経緯を中心に説明するとともに、職員研修においては、 階層ごとに講義内容を変えて実施した。

発注担当職員における事業者との応接ルールについて、コンプライアンス出前講座や職員 研修において講義を行うとともに、第1回コンプライアンス・ミーティングのテーマとして 設定し、意見交換を実施するとともに周知徹底を図った。

公務員倫理及び発注者綱紀保持に関するセルフチェックを12月に実施し、全職員が実施 した。また、本局で取りまとめた実施結果により全職員が正しく理解できるようフォローア ップを行った。

公務員倫理については、自主研修教材「公務員倫理の理解度チェック」や自主学習教材「動画で学ぶ倫理法・倫理規程」を内部HPに掲載し、受講の奨励を行った。

事務所が独自に取組みを行った主な事例は、以下のとおりである。

- ・所課長会において、各課長、出張所長からヒアリングを行い、応接状況を確認し応接方 法の周知徹底を図った。
- 事務所独自でコンプライアンスに関する勉強会を実施した。
- ・公務員の不祥事事案等に関する「コンプラ情報」を作成し、所課長会において説明し、 所属職員に周知徹底するよう指示した。
- ・新規採用職員(期間業務職員を含む)に公務員倫理、発注者綱紀保持規程について、副 所長が講義を実施した。

# (3)談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等についての周知徹底

「1 職員のコンプライアンス意識の醸成」に掲げる出前講座や職員研修等では、発注者綱紀保持規程、倫理規程、官製談合防止法、国家公務員法、懲戒処分、損害賠償請求、刑罰等に関する講義等を実施し、その中でこれらのコンプライアンスに関するルールができた背景を説明し、その遵守の必要性の理解を深めるとともに、違法性の認識や入札談合等関与行為の絶対悪について基本的理解を深めるなど、コンプライアンスについて周知徹底を図る。

## ■取 組

コンプライアンス出前講座や職員研修において、発注者綱紀保持規程、官製談合防止法、 国家公務員法、倫理規程、懲戒処分、損害賠償請求、刑罰等に関する講義を行った。また、 講義において、これらのコンプライアンスに関するルールができた経緯・背景を説明すると ともに、実際の違反事例や処分事例等を盛り込むことにより行為の違法性がより認識できる ようにした。さらに、コンプライアンス出前講座では、本省製作DVD「入札談合等関与行為を なくすために」を活用し、談合関与行為を行ったことに対するリスクの大きさを認識できるようにした。

# (4) 事業者に対する発注者綱紀保持規程及び公務員倫理の遵守のための協力依頼

発注者綱紀保持規程及び公務員倫理の取組や、コンプライアンス推進計画について、事業者、事業者団体等に対し、ホームページ掲載や会合等の場において紹介するなどにより、協力依頼を行う。併せて、執務室の入口等に、執務室への入室にあたっての協力依頼を掲示する。

## ■取 組

中国地方整備局ホームページで、発注者綱紀保持の取組みについての協力依頼を事業者等が閲覧できるようにしている。

事業者団体(28団体)との意見交換会の場で、コンプライアンスの取組みについて協力 依頼を行った。

執務室への入室にあたっての協力依頼を執務室入り口等に掲示している。また、その掲示 が適切に行われているかの点検を本局及び全事務所で実施し、見えにくい等の不備があった 箇所については改善を図った。

事務所が独自に取組みを行った主な事例は、以下のとおりである。

- ・事業者団体との意見交換会での協力依頼を行った。
- ・事務所ホームページへの協力依頼文の掲載、各窓口へ協力依頼のチラシ等を備えている。
- ・掲示内容に反した入室状況がないか、幹部会議等で各所属長から聞き取りを実施した。

#### 【評 価】

各取組みとも計画どおりに実施され、発注者綱紀保持等の周知徹底が図られた。

セルフチェックについては、実施後に本局で取りまとめた実施結果に基づき、各部署で ミーティング方式によりフォローアップを行ったことで、職員ひとり一人の理解がより深 まった。

談合に関わった場合のリスクについては、出前講座等で高知事案を参考に製作されたD VDを活用したことで、より身近な問題として捉えられることとなり、有効であった。

事業者等との対応については、事務所長等からの報告によれば、特に問題は確認されておらず、コンプライアンスの取組みに対する理解は深まってきていると思われるが、引き続き、事業者団体との会合の場において、協力依頼を行っていく必要がある。

事務所独自の取組事例については、今後の取組み推進のため、他の事務所に推奨すべきである。

# 4 コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

コンプライアンスに関する通報窓口について、職員に通報が正しい行為であること、不利益にならないことを明確にして、その周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組ます。

また、通報があった場合には、「職員が発注者綱紀保持規程に抵触する事実を確認したときの通報の対応フロー」、「職員が事業者等から不当な働きかけを受けたときの報告の対応フロー」等に基づき、迅速かつ的確な対応を行う。

# ■取 組

国家公務員法、国家公務員倫理法・規程及び発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事 実を確認したときに、メールで通報できる窓口を設置している。

通報が正しい行為であることや不利益にならないことについて、コンプライアンス出前講座、職員研修、パソコンのコンプライアンスメッセージ表示、コンプライアンス携帯カードにより周知徹底を図った。

平成26年度において、コンプライアンス関係通報窓口及び不当な働きかけを受けたときの報告の事実はなかった。

# 【評 価】

コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用については、様々な機会や方法で周 知徹底が図られた。

通報や報告の事実がなかったことは、取組みを通して、職員にコンプライアンスの徹底が図られてきた結果であると考えるが、職員がコンプライアンスに関するルールに抵触する事実を確認したときは、直ちに通報できるよう、引き続き、通報しやすい環境作りに努めていく必要がある。

また、コンプライアンス携帯カードについては、引き続き、全職員が常時携帯するよう 徹底することが必要である。

# 5 入札契約手続きの見直し及び情報の適切な管理

- ① 平成26年2月6日付け本省通知「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」に基づく、技術資料と入札書の同時提出等を本格実施する。
- ② 発注者綱紀保持規程に基づき、発注事務に関する適切な情報管理の徹底を行う。 また、管理状況を定期的(少なくとも毎年度1回)に点検する。

#### ■取 組

本省通知「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」 に基づき、技術資料と入札書の同時提出等を本格実施した。 また、各部・事務所において、第1四半期中に情報管理状況の点検を実施し、適切に管理 されていることを確認した。

# 【評 価】

計画どおり技術資料と入札書の同時提出等が本格実施されたことにより、不正が発生しに くい入札契約手続きの前進が図られた。

今後は、営繕関係工事及び港湾関係工事(港湾土木以外の工種)についても、可能な限り対象を広げて実施することが必要である。

情報管理については、限られた人員のなかで、業務処理のチェック体制を確保しながら 行うことから、ルールに則って適切になされているか、引き続き、定期的に点検を実施す ることが必要である。

# 6 内部監査の実施

一般監査において、コンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及 び不正行為防止取組状況を重点監査事項に位置付け、引き続き内部監査を実施する。

## ■取 組

「平成26年度一般監査実施計画」に基づき、11事務所を対象に実施した。

一般監査ではコンプライアンスに関する重点項目として、次の項目を監査した。

# 【全地方整備局共通重点項目】

・コンプライアンス(コンプライアンス推進計画の取組について)

# 【中国地方整備局の重点項目】

- ・行政情報の管理等について
- ・適正な業務執行の取組状況について
- ・職員の健康管理の取組状況について
- ・入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止の取組状況について

# 【評 価】

平成26年度一般監査実施計画に基づき、11事務所を対象に内部監査が実施され、平成26年度一般監査報告書が取りまとめられた。

一般監査においては、推進計画及び推進本部長の指示に基づく取組状況を点検するとともに、幹部職員へのヒアリングを実施した結果、コンプライアンス推進責任者を中心にコンプライアンス推進の取組みが適切に行われていることを確認した。

コンプライアンスについては、引き続き重点項目として実施していく必要がある。

# 7 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表し、透明化を図る。

# ■取 組

各事務所ごとの平成24年度及び平成25年度における平均落札率、業者ごとの当初契約 金額及び受注割合をホームページで公表した。

平成26年度落札分については、各月の平均落札率を翌月、ホームページで公表した。

# 【評 価】

計画どおり実施され、事務所ごとの応札状況の透明化が図られた。 引き続き、ホームページで公表を行い透明化を図っていく必要がある。

# 全体評価

中国地方整備局においては、第三者委員会である「中国地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」からの提言等を踏まえ、「平成26年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画」を平成26年3月31日に決定し、コンプライアンスに関するルールができた背景や経緯を知り、その遵守の必要性を認識した上で、関係法令を職員が正しく理解することを中心に、啓発活動等を繰り返し行う取組みを進めることとした。

同計画を進めるに当たっては、取組みの重点事項が平成26年4月21日に推進本部長から指示されており、これらに基づき、着実に取組みを実施した結果、コンプライアンスは組織に定着しつつあり、コンプライアンスに対する職員の意識の醸成が着実に図られている。

職員のコンプライアンス意識の醸成に当たっては、マンネリ化や形骸化を防ぐための工夫を凝らした上で、コンプライアンスは他人事ではなく、自分自身のこととして、高い意識を持って行動できるよう、引き続き、コンプライアンスの強化のための取組みを、組織全体で行っていくことが必要である。

# 平成26年度 取組資料

推進計画	資料番号	取組の内容	頁
1	資料1	アンケート調査結果(管理職員)	P1~
(1)	資料2	コンプライアンス出前講座	
		受講状況	P9
M.E.Y		DVD	P10
		写真	P11
		アンケート結果	P12~
(2) ①	資料3	コンプライアンス講習会	P14
2	資料4	幹部職員講習会	P15
(4)	資料5	コンプライアンス・ミーティング	
		実施状況	P16
		テーマー覧	P17
		質問·回答	P18~
(6)	資料6	コンプライアンス遵守メッセージ表示(パソコン立ち上げ時)	P20
2 (1)	資料7	管理職研修(対象:事務所の副所長)	P21~
(2)	資料8	コンプライアンスセミナー(対象:事務所の課長)	P23~
3 (1)(2)	資料9	セルフチェック「公務員倫理・発注者綱紀保持」	P25~

# 平成26年度コンプライアンスに関するアンケート調査結果

# 中国地方整備局コンプライアンス推進室

内

内の数字(%)は昨年度(参考)

実施期間

平成27年1月29日~2月10日

対象者

本 局 課長、室長、センター長、管制官

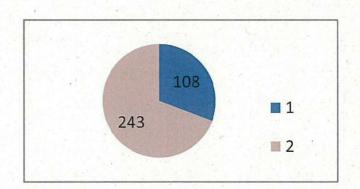
事務所 事務(管理)所長、副所長、課長、出張所長

提出者

351 名

# 〇 官職

1 事務官10830.8%2 技官24369.2%



# 〇 所属

1 本局 54 15.4% 2 事務所 297 84.6%

297 **1** 2

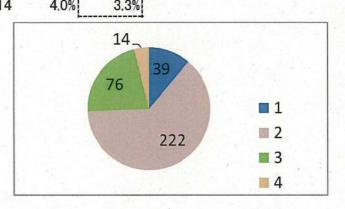
# Q1 この1年間、コンプライアンスの推進に向けて取り組むことによって、コンプライアンスの意識が向上したか。

とても向上した
 向上した

3 どちらかと言えば向上した

4 変わらない

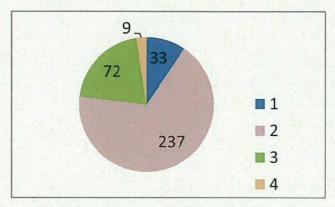
39	11.1%	11.1%
222	63.2%	63.3%
76	21.7%	22.2%
14	4.0%	3 3%



# Q2 国家公務員倫理法・発注者綱紀保持規程等のコンプライアンスに関するルールができた背景や経緯を知ったことで、コンプライアンス意識の向上に役立ったか。



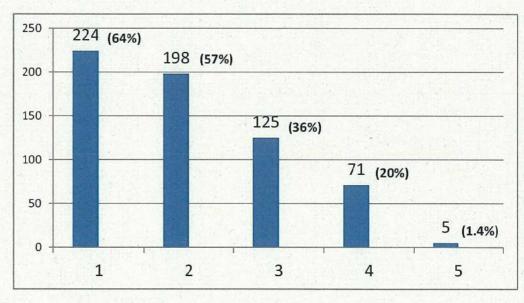
1	とても役に立った	33	9.4%
2	役に立った	237	67.5%
3	どちらかと言えば役に立った	72	20.5%
4	変わらない	9	2.6%



# Q3 国家公務員倫理法・発注者綱紀保持規程等のコンプライアンスに関するルールができた背景や経緯を知る取組みの中で、どれが効果的だと思ったか。【複数回答可】



1	コンプライアンス・ミーティング	224	63.8%
2	コンプライアンス出前講座	198	56.4%
3	職員研修(外部講師)	125	35.6%
4	職員研修(内部講師)	71	20.2%
5	その他	5	1.4%

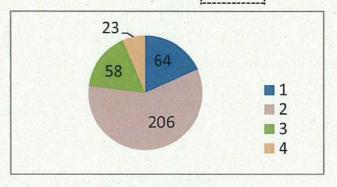


- 5 その他
- ◇ 本省総括監察官の講習会、管理職研修
- ◇ 不祥事事例、セルフチェック
- ◇ イントラでの資料の掲載
- ◇ 法令ばかり説明しても「うわの空」で聞いていると思うので、事例(特に実例)に沿って コメントされると分かり易い・注意しやすいと思う。

(係員~係長層が実感できるようにすることが必要と思う)

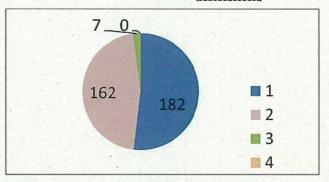
# Q4 この1年間、コンプライアンスの推進に向けて取り組むことによって、職場外の行動においてもコンプライアンスを意識するようになったか。

1	とても意識するようになった	64	18.2%	13.6%
2	意識するようになった	206	58.7%	60.6%
3	どちらかと言えば意識するようになった	58	16.5%	18.3%
4	変わらない	23	6.6%	7.5%



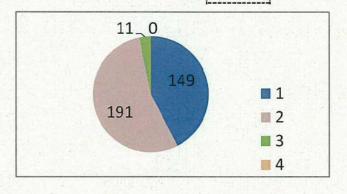
# Q5 中国地方整備局として、この1年間、コンプライアンスの推進に向けた取り組みは十分であったと思うか。

1	十分取り組んできたと思う	182	51.9%	47.8%
2	どちらかと言えば取り組んできたと思う	162	46.2%	50.8%
3	どちらかと言えば取り組んでいないと思う	7	2.0%	0.8%
4	全く取り組んでいないと思う	0	0.0%	0.6%



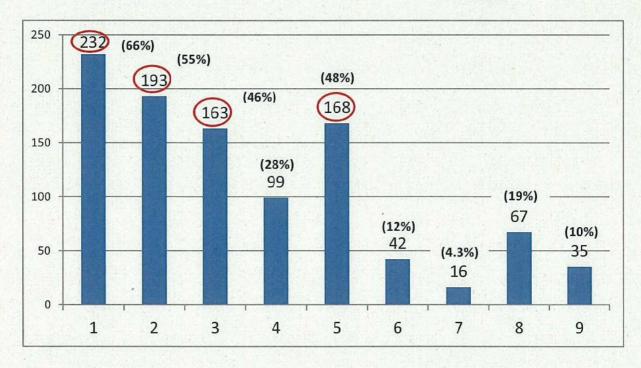
# Q6 コンプライアンスに関して必要な情報が十分提供されていると思うか。

				ACCORDING TO SECURE
1	十分提供されていると思う	149	42.5%	34.2%
2	どちらかと言えば提供されていると思う	191	54.4%	56.9%
3	どちらかと言えば提供されていないと思う	11	3.1%	8.6%
4	全く提供されていないと思う	0	0.0%	0.3%



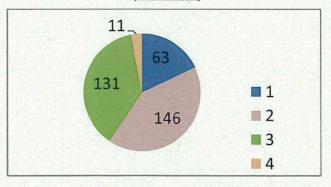
# Q7 コンプライアンスに関する知識付与や情報提供のための取組として、どれが有効だと思うか。【複数回答可】

1	コンプライアンス・ミーティング	232	66.1%	56.4%
2	コンプライアンス出前講座	193	55.0%	44.4%
3	外部講師によるコンプライアンス講習会	163	46.4%	60.3%
4	職員研修	99	28.2%	36.9%
5	コンプライアンスに関するセルフチェック	168	47.9%	MEN
6	イントラネットによる情報共有	42	12.0%	16.4%
7	コンプライアンス携帯カード	16	4.6%	1.9%
8	パソコン立ち上げ時のポップアップ	67	19.1%	15.3%
9	各種会議での説明	35	10.0%	16.9%
			:	



# Q8 コンプライアンス推進のための取組が負担であると感じるか。

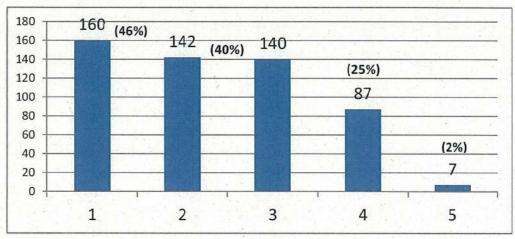
1	負担ではないと思う	63	17.9%	10.6%
2	あまり負担ではないと思う	146	41.6%	33.6%
3	ある程度負担であると思う	131	37.3%	52.2%
4	とても負担であると思う	11	3.1%	3.6%



# Q9 平成26年度のコンプライアンス推進に向けた取組の中で、どれがマンネリ化防止に効果的であったと思ったか。【複数回答可】



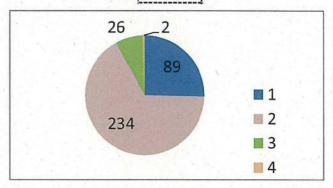
1	本局・事務所独自のテーマ設定によるコンプライ アンス・ミーティング(第3四半期)	160	45.6%
2	コンプライアンス出前講座でのDVDの活用	142	40.5%
3	セルフチェックの実施結果を踏まえたフォローアップ	140	39.9%
4	外部講師による講習会	87	24.8%
5	その他	7	2.0%



- 5 その他
- ◇ パソコン立ち上げ時のポップアップ
- ◇ 国土交通大学校の管理職研修における講義
- ◇ 毎月、所課長会において事務副所長から配付される公務員の不祥事事案 (具体的で分かりやすい)
- ◇ コンプライアンスミーティングで提起された疑問に対するフォロー (回答、解説、誤った理解の訂正等)
- ◇ コンプライアンスミーティングは、セルフチェックの題材で討議した時が最も盛り上がりを見せた。
- ◇ 何年間も実施してきているので、マンネリは避けられない。

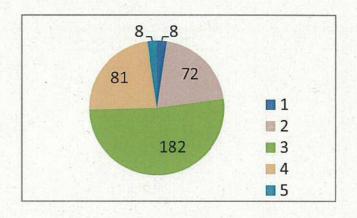
# Q10 あなたの職場では、円滑なコミュニケーションが図られていると思うか。

1.	十分図られていると思う	89	25.4%	26.4%
2	どちらかと言えば図られていると思う	234	66.7%	66.1%
3	どちらかと言えば図られていないと思う	26	7.4%	6.7%
4	図られていないと思う。	2	0.6%	0.8%



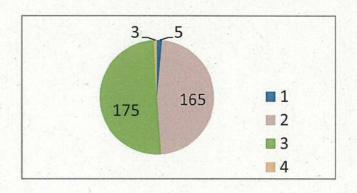
# Q11 あなたの職場では、コンプライアンスの取組によって、外部との必要な情報交換に支障が生じていると思うか。

1	とても思う	8	2.3%	0.8%
2	ある程度思う	72	20.5%	24.7%
3	あまり思わない	182	51.9%	50.0%
4	思わない	81	23.1%	22.5%
5	分からない	8	2.3%	1.9%



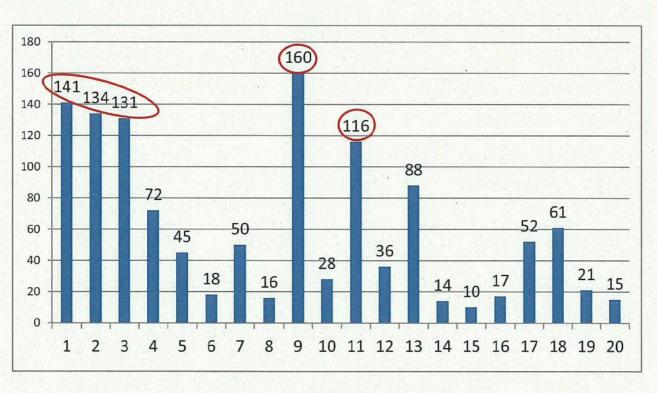
# Q12 平成27年度以降のコンプライアンス推進に向けた取組について、どのように進める べきだと思うか。

			The second secon	
1	コンプライアンスが十分浸透しているとは言えないの で、計画を更に強化して取り組むべき	5	1.4%	1.7%
2	平成26年度の推進計画を継続して取り組むべき	165	47.0%	43.6%
3	概ねコンプライアンスが浸透しているので、取組項目 を重点化して取り組むべき	175	49.9%	54.2%
4	コンプライアンスが十分に浸透しているので、取組を 継続する必要はない	3	0.9%	0.3%



# $Q_{13}$ コンプライアンス推進に向けた取組として、今後どのような方策が有効だと思うか。 【複数回答可】

	【核数四百引】				
-1	コンプライアンス・ミーティングの更なる充実	141	40.2%	33.3%	
2	コンプライアンス出前講座の更なる充実	134	38.2%	27.8%	
3	外部講師によるコンプライアンス講習会の更なる充実	131	37.3%	45.4%	
4	職員研修の更なる充実	72	20.5%	23.1%	
5	イントラネットによる情報共有の更なる充実	45	12.8%	15.3%	
6	コンプライアンス携帯カードの更なる充実	18	5.1%	1.0%	
7	パソコン立ち上げ時のポップアップの更なる充実	50	14.2%	9.4%	
8	通報制度の更なる充実	16	4.6%	9.7%	
9	不祥事の防止に向けた不祥事事例集の更なる充実	160	45.6%	44.7%	
10	情報セキュリティ対策(情報管理に関する自己点検、情報セキュリティポリシー教育の実施等)の更なる充実	28	8.0%	5.8%	
11	コンプライアンスに関するセルフチェックの更なる充実	116	33.0%	26.1%	
12	入室制限やオープンスペースでの複数人による応接の徹底の 更なる充実	36	10.3%	7.5%	
13	建設業界等に対しコンプライアンスに関する取組の説明等による、受注企業等との適切な関係確保の取組の更なる充実	88	25.1%	27.5%	
14	部内・所内の会議の更なる充実	14	4.0%	3.9%	
15	各所属における自主的自発的な取組の実施	10	2.8%	2.2%	
16	本局幹部職員による事務所職員との意見交換の実施	17	4.8%	5.0%	
17	メール等によるコンプライアンスに関する定期的な情報提供の実	52	14.8%	16.9%	
18	日常業務を通じたコンプライアンスに関する意識・知識の付与(OJT)の実施	61	17.4%	14.4%	
19	eーラーニング等を活用した自習教材の提供	21	6.0%	-	
20	その他	15	4.3%		



# 20 その他

- ⇒ コンプライアンス・ミーティングは、全員の顔色をうかがいながら意見交換できるので、効果が高い。コンプライアンスは、個人の責任の自覚であり、知識も必要だが、それよりも意識が重要。
- ⇒ コンプライアンスについてのとらえ方は人それぞれ千差万別であるので、コンプライアンス・ミーティングを実施することによって、いろいろな考え方を知ることが大切だと考える。
- ◇ 部署毎のみならず可能であれば、階層別のコンプライアンス・ミーティングも有効ではと考える。
- ◇ 実際に職員が直面したケースの事例収集とその共有(コンプラミーティングのテーマとして)
- ◇ 課内の打合せで、不祥事事例の紹介は、分かりやすく戒めになっている。
- コンプライアンス出前講座におけるDVDは、実際に発生した事例をもとに、どのように対処すべきだったかを含め ◇ てまとめられていたため、イメージしやすく理解しやすかった。このようなDVDを活用することはコンプライアンス意 識の向上に効果的なのではないかと思われる。

# Q14 コンプライアンスに関する取組等についての意見·要望等

- ◆ コンプライアンスミーティングやセルフチェック等により、自ら繰り返し学習することにより、意識を定着させることができるものと考える。
- コンプライアンスミーティングについては、定期的に話題を変え実施しており、これは非常に効果的と考える。やは ◆ り、コンプライアンスについては常に意識し続ける事が最も大事であり、このように定期的に再認識を持つことのできる場を設ける事が重要と思う。
- ◆ 職場ミーティングは職員間のコミュニケーションを図る機会として活用できることより、職員の負担にならない範囲で継続して行くことが必要と思われます。
- ◆ コンプライアンスミーティングを課単位で実施すればメンバーが固定なのでマンネリ化する。司会者も含めて毎回 組み合わせを替えてみてはどうか。
- ◆ 業務の最中、あるいは日常生活で起こりうる具体的な事例に対し、どう対応すべきかを実際に演じるような、ロールプレイイング方式のミーティングなどが効果的ではないでしょうか。
- ◆ 出前講座にて高知県内の官製談合事件のDVDを見たが、このように映像で視覚的に見せられると非常に記憶にに残り効果的でると認識した。
- ◆ 本局講師による出前講座等の知識付与は、事務所職員に執っては新鮮みがあり、意識もするのではないか。
- ◆ セルフチェックの実施結果を踏まえたフォローアップについてはとても良かったので今後も続けて欲しい。
- ◆ セルフチェックは業務に追われ、斜め読みし回答することが多かったが、結果を踏まえたフォローアップが実施されたことから、まじめに取り組む姿勢に変わったと思われます。
- ◆ チェックシートは、再確認や理解を深めるためにも有効と思われる。実施する行為について、安全側に認識している職員が多いので、法的及び社会通念上の適切な認識を持ってもらう必要がある。
- ◆ セルフチェックも設問数が多いと大変であるが、毎日一問一答形式でチェックするようにすればあまり負担にならないのではないか
- ◆ いろいろな事例を数多く、見聞し、どこが問題なのか、どう考えるべきかを自分なりに蓄積することが重要。それを フォローできる取組みの充実を希望する。
- ◆ 研修や会議の場で、その時代に見合った説明及び歴史的背景を説明していただくとともに、事例紹介を充実させていただきたい。
- ◆ 判断に迷うような事例についての具体的な対応について、詳しく取り上げて欲しい。
- ◆ コンプライアンスの取り組みは、国交省だけではないので、職員の一部にあるやらされ感、マンネリ感が払拭できるような取り組みをお願いします。
- ◆ マンネリ化はあまり意識せず、継続的に取り組むことを重視すべきである。・セルフチェックの正解率の推移を集計するなどし、コンプライアンス知識の向上度等を見える化する。
- ◆ 全ての業者の個人までが認識しているとは考えられないので、不当要求のポスターと同様、職場で目に付くように「不当な働きかけに対する対応【記録・報告・公表】」を掲示した方が良いと思う。
- ◆ コンプライアンスに関してはある程度浸透しており、H26の取り組み程度を継続的に行うことが重要である。

# 平成26年度 コンプライアンス出前講座受講状況

H27.3.31

(a)			(b)			(c)			b+c			(d)			b+c+d			1127.0.01			
所 属		寸象人数 27.3.1現			障座(11 参加人参			ーアップ 参加人数			E参加ノ アップ講座			者で見な 所修・譲習金 者)			合計		受講率	未受者类	
	職員	職員	期間業	itt	職員	期間業	8+	職員	期間業	間業計	職員	期間業	R+		期間業	81	職員	期間業	2+		
総務部	86	10	96	80	10	90		3/4/1	0	80	10	90	6		6	86	10	96	100.0%		
企画部	82	8	90	82	8	90			0	82	8	90			0	82	8	90	100.0%		
建政部	42	2	44	41	2	43			0	41	2	43	1		1	42	2	44	100.0%		
河川部	68	4	72	65	4	69			0	65	4	69	3		3	68	4	72	100.0%		
道路部	71	7	78	71	7	78			0	71	7	78			0	71	7	78	100.0%		
港湾空港部	82	10	92	77	10	87	1		1	78	10	88	4		4	82	10	92	100.0%		
営繕部	50	2	52	50	2	52		W	0	50	2	52			0	50	2	52	100.0%		
用地部	26	2	28	26	2	28			0	26	2	28			0	26	2	28	100.0%		
本局計	507	45	552	492	45	537	1	0	1	493	45	538	14	0	14	507	45	552	100.0%		
鳥取河川国道事務所	90	8	98	49	1	50	41	7	48	90	8	98			0	90	8	98	100.0%		
倉吉河川国道事務所	52	6	58	49		49	2	6	8	51	6	57	1		1	52	6	58	100.0%		
日野川河川事務所	34	4	38	25		25	9	4	13	34	4	38		W. W	0	34	4	38	100.0%		
浜田河川国道事務所	80	7	87	72		72	8	7	15	80	7	87		35	0	80	7	87	100.0%		
出雲河川事務所	95	9	104	89		89	6	9	15	95	9	104			0	95	9	104	100.0%		
松江国道事務所	82	9	91	78	9	87	3		3	81	9	90	1		1	82	9	91	100.0%		
岡山河川事務所	79	7	86	76	7	83	2		2	78	7	85	1		1	79	7	86	100.0%		
岡山国道事務所	101	8	109	100	8	108	* 0		0	100	8	108	1	y 19	- 1	101	8	109	100.0%	88	
福山河川国道事務所	75	7	82	60	3	63	14	4	18	74	7	81	1		1	75	7	82	100.0%		
三次河川国道事務所	73	7	80	33	3	36	35	4	39	68	7	75	5		5	73	7	80	100.0%	5	
太田川河川事務所	109	8	117	103	8	111	6		6	109	8	117			0	109	8	117	100.0%		
広島国道事務所	108	7	115	107	7	114	, tet	8 8	0	107	7	114	1	234	1	108	7	115	100.0%		
山口河川国道事務所	125	9	134	50		50	71	9	80	121	9	130	4		4	125	9	134	100.0%		
苫田ダム管理所	8	1	9	8	1	9			0	8	1	9			0	8	1	9	100.0%		
土師ダム管理所	7	1	8	3	1	4	3		3	6	1	7	1	1	1	7	1	8	100.0%		
弥栄ダム管理所	8	1	9	8	1	9			0	8	1	9	36		0	8	1	9	100.0%		
八田原ダム管理所	7	1	8	5		5	1	1	2	6	1	7	1		1	7	1	8	100.0%		
温井ダム管理所	7	1	8	7	1	8			0	7	1	8			0	7	1	8	100.0%		
中国技術事務所	41	3	44	39	3	42	2		2	41	3	44			0	41	3	44	100.0%		
岡山営繕事務所	9		9	9		9		TAN.	0	9	0	9			0	9	0	9	100.0%		
境港湾·空港整備事務所	26	5	31	. 22	3	25		- 2	2	22	5	27	4		4	26	5	31	100.0%		
宇野港湾事務所	22	4	26	20	4	24		SE SE	0	20	4	24	2		2	22	4	26	100.0%		
広島港湾·空港整備事務所	41	12	53	14	6	20	10	6	16	24	12	36	17		17	41	12	53	100.0%		
宇部港湾·空港整備事務所	25	6	31	25	4	29		2	2	25	6	31	1.0	V. 100	0	25	6	31	100.0%		
広島港湾空港技術調査事務所	10	3	13	10	3	13		No.	0	10	3	13	5	100	0	10	3	13	100.0%		
事務所計	1,314	134	1,448	1,061	73	1,134	213	61	274	1,274	134	1,408	40	0	40	1,314	134	1,448	100.0%		
整備局合計	1,821	179	2,000	1,553	118	1,671	214	61	275	1,767	179	1,946	54	0	54	1,821	179	2,000	100.0%	18	

<sup>\*</sup> 見なし該当者数とは、出前講座未受講者のうち次の何れかを受講した者 <H26年度研修受講者> <H26コンプライアンス講習会受講者>

# 本省製作DVD「入札談合等関与行為をなくすために」(高知事案を参考)

# あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス

#### ○全編再生

- 1副所長着任 ~誤った対応をしたケース~
- 2.談合世話役業者からの不当な働きかけとその対応 ~誤った対応をしたケース~
- 3.入札談合等関与行為の解説
- 4副所長着任 ~適切な対応をしたケース~
- 5.談合世話役業者からの不当な働きかけとその対応 ~適切な対応をしたケース~
- 6.不当な働きかけの所長への報告とコンプライアンスミーティング
- 7.不当な働きかけを受けた場合の対応の解説
- 8.誤った対応をした副所長のその後
- 9 入札談合等関与行為の罰則等の解説

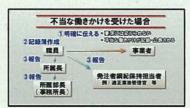


■誤った対応(個室で一人対応)



■適切な対応(オープンな場所で複数対応)







■入札談合等関与行為や罰則、不当な働きかけの対応ルール等の解説



■コンプライアンスミーティング





■誤った対応した副所長のその後

# 平成26年度 コンプライアンス出前講座 実施状況 【本局会場】







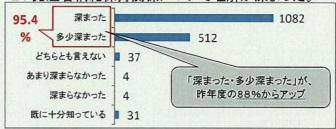
# 平成26年度「コンプライアンス出前講座」アンケート結果

#### (アンケート提出 1670名)

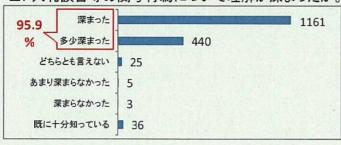
## I. 国家公務員倫理法について理解が深まったか。



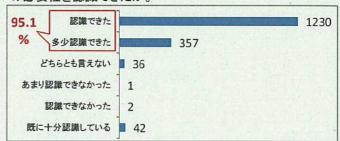
## Ⅱ. 発注者綱紀保持関係について理解が深まった。



# Ⅲ. 入札談合等の関与行為について理解が深まったか。



Ⅳ. 前述の各ルールができた背景・経緯の説明で、その遵守の必要性を認識できたか。



# ●DVDを視聴しての感想

- いつも資料を見て説明を受けていたので、難しい言葉等よく意味が分からなかった。話だけでは具体的にイメージや理解ができにくい部分を ストーリーで説明されたことで理解でき、また、映像だと印象に残るので、いつも頭においておく為に効果的だと思った。
- 当事者としてだけでなく関係者として、談合を防ぐために自分が何をすべきかを知ることができた。
- 誤った認識をしていた部分があったことに気づき、大変参考となるものだった。
- 事業者への対応方法等を、2つのパターン(良い例と悪い例)で比べることにより、正しい対応方法を理解することができた。
- 談合に関与していく過程がよく理解できた。倫理観の維持と地域貢献とは分けて考えることの必要性を認識できた。
- 発注者綱紀保持において必要悪はないと認識した。
- コンプライアンス違反が割に合わないことがよく伝わると思う。他方、職員が萎縮しないような部分はもっとあっても良いのではないか。
- 不当な働きかけを受けた場合に、応じられない旨を明確に伝えることや、ルールをよく理解しておくことの重要さがよく理解できた。一方で、 官民協働や情報交換は一層大切になってきてもおり、つけ込まれる恐れも痛感した。
- 個人で一対一で会うのはまずいと思う。複数人で対応していれば良かったと思う。これぐらいなら教えても大丈夫といったことから、相手の要求もエスカレートし断れなくなる。毅然とした態度で対応することが必要と思う。
- 事業者等との応接について、オープンな場所で複数職員で対応できるように環境整備すべきである。
- ドラマの中のミーティングで皆が話し合っていた内容が、本当にその通りだと思った。
- 奥さん(鵜狩副所長)の「あなたのお金じゃないのよ。税金なのよ。」という言葉が全てだなと思った。「予算がついたら使う」が当たり前のようになるがために、税金という大前提が忘れがちになるので、税金を適切に使う気持ちを忘れずに、職務執行を全員が行うべきと思った。
- 実際に発生した事案を基に相当リアルに作成されており、自身の役職としても身の引き締まる内容であった。頭の中では分かっていることではあるが、本来行うべき対応についても編集されていたので、認識が深まるとともに実対応の参考となるものであった。

# ●受講しての感想、もっと説明して欲しかったこと、その他出前講座に対する意見等

#### 【感想】

- 官製談合が国民に与える悪影響について強く認識できた。このことが、我々が行う仕事ができなくなるということはもっともなことであり、 職員のコンプライアンス意識を高める必要性を感じた
- 事業を進めるために良かれと思ってやったことでも、結局は組織のためにならず、自分や家族の人生を狂わせることになるので、 コンプライアンスを容易に考えてはいけないと改めて感じた
- コンプライアンスについては、同じ内容であっても何度でも繰り返し実施することが大切であり、個々の知識・認識が深まり、組織としての体制(体質)も充実していくと思う
- 日常業務に追われるとコンプライアンスを忘れてしまうこともあるので、コンプライアンスミーティングや出前講座を受講することが大切だと思った
- コンプライアンスに関するルールができた背景や経緯のポイントが要領よく、各層職員が学習できたと思う。
- 発注者綱紀保持のそもそもの背景や規程の考え、内容を改めて認識することができる貴重な機会であった

# 【もっと説明して欲しかったこと】

- ・利害関係者との間の行為について、チェックシート等により、間違えやすい点にについて説明してほしい
- ・利害関係者との応接方法について、様々なケースにおいて適切な対応方法を説明してほしい
- ・不当要求に対する対応方法の具体例を紹介してほしい
- ・公務員倫理等の具体的事案によるQ&A方式による説明
- 「できること」と「できないこと」の境界線についてもう少し理解が必要と感じたので、事例などを踏まえて説明してほしい
- ・他機関や他地整の不祥事事案だけでなく、中国地整の事例を紹介すると身近に感じることができる
- ・不祥事事案が発生した場合のマスコミの報道方法、警察の公表方法について説明してほしい
- ・発注者綱紀保持について、階層別に注意すべき事項を説明してほしい
- ・官製談合事案(12件)について、その発生した時期の社会背景や動きをコンパクトに説明してほしい(入札制度の変化)

#### 【その他意見】

- ・役職や業務内容別に受講する個別講座も有効ではないか
- 少人数でのグループ討議を行ったらどうか
- 定期的に実施することが意識の向上に繋がるので、回数を増やしてほしい
- 講義内容をメモするスペースがあると良いので、レジメの余白を広くしてほしい
- 座学のような一方的な受け身による講座ではなく、討論形式の講座を実施したらどうか
- 身近なことだと改めて認識できるため、事実に基づくDVD等を作成し、出前講座を行ってほしい
- コンプライアンスに関する取組について、外部の方に向けたポスターを作成し、掲示した方が良いと思う
- 公務員倫理についての説明時間が短かったので、もう少し時間をとってほしい
- 時間が長すぎるので、ポイントを絞って1時間程度が望ましい
- 出前講座については、職員が受講しやすい時期や回数にも配慮してほしい

# 平成26年度 コンプライアンス講習会 実施状況



■適正な請負業務に関する講習会【 H26.6.24 広島会場】



■コンプライアンス講習会【 H27.2.25 米子会場 】



■コンプライアンス講習会 【 H27.2.27 鳥取会場 】

# 平成26年度 コンプライアンス講習会 実施状況

■幹部職員を対象とした講習会 【 H26.4.21 広島会場 】





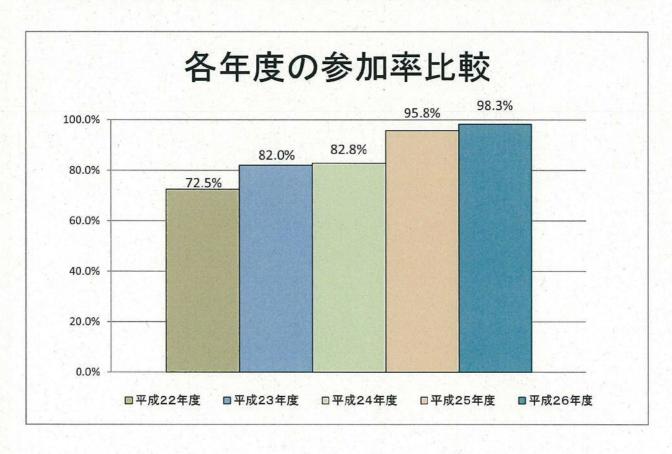


# 平成26年度コンプライアンス・ミーティング実施状況

# 中国地方整備局

H27.3.31

	テーマ	概要	参加率	
第 1 回	「不当な働きかけ」 ~休日にショッピング	事業者からの「不当な働きかけ」に対する職	98. 4%	
6月上旬~6月下旬 実施	センターで事業者から 声をかけられて~	員の対応及び心構え等について意見交換	98. 470	
第 2 回	国家公務員倫理及び発注者綱紀保持に関する	昨年度の「セルフチェック」で正解率が低かっ た問題について、再度、セルフチェックを行	97. 8%	
9月中旬~10月中旬 実施		い、職員が正しい知識で業務を遂行できるようにフォローアップを目的として意見交換	97. 870	
第 3 回	本局及び各事務所が主	各事務所で独自にテーマを設定することによ	98. 6%	
11月中旬~1月中旬 実施	体的にテーマを設定	り、ミーティングの実効性を高める。	96. 6%	
第 4 回	コンプライアンス行動	職員一人ひとりが日頃の行動や考えについて、「行動チェックシート」により自己点検を行	00.00	
2月下旬~3月中旬 実施	チェック	い、法令・規程等に照らし遵守できているかど うかを確認し、疑問に思うことや判断に迷うこ と等について意見交換	98. 2%	
	- 1-		98. 3%	



# 平成26年度第3回コンプライアンス・ミーティング(独自テーマ設定)

	テーマ	項目
鳥取	飲酒した次の日の運転について 自操運転時の事故について	飲酒と運転 自操運転
倉吉	事業の円滑な遂行と倫理意識について	公務員倫理
日野川	国家公務員倫理規程「できること」と「できないこと」	公務員倫理
浜田	飲酒と運転(法令遵守)	飲酒と運転
出雲	家族ぐるみの付き合い	公務員倫理
松江国道	会費制の懇親会	公務員倫理
岡山河川	それって、本当に大丈夫なの? ~私たちの職場にある、見落とされがちな法令違反や注意する行動について~	職務執行
岡山国道	民間企業におけるコンプライアンスの取組について	フリートーク
福山	崩落した県道での死亡事故	職務執行
三次	家族ぐるみの付き合い	公務員倫理
太田川	国家公務員倫理及び発注者綱紀保持に関するセルフチェック	公務員倫理 発注者綱紀保持
広島国道	飲酒と運転(法令遵守)	飲酒と運転
ЩП	事業者(OB)との応接について	発注者綱紀保持
苫田ダム	幹事を頼まれて・・あるかも知れない公務員の日常・・	公務と私用
土師ダム	公務員倫理の理解度チェック及び倫理規程の再確認	公務員倫理
弥栄ダム	国家公務員倫理法・倫理規程に関するセルフチェック	公務員倫理
八田原ダム	国家公務員倫理及び発注者綱紀保持に関するセルフチェック	公務員倫理 発注者綱紀保持
温井ダム	公務員の不祥事事案について	公務員の不祥事事例
中国技術	自操運転 〜運転者がいなくて動けない・・・〜	自操作運転
岡山営繕	国家公務員倫理及び発注者綱紀保持に関するセルフチェック	公務員倫理 発注者綱紀保持
境港湾	利害関係者との禁止行為について	公務員倫理
宇野港	飲酒と運転(法令遵守)	飲酒と運転
広島港湾	漁協組合長からの要求について	職務執行
宇部港	コンプライアンスの取り組みについて ~日々の業務運営に活かすコンプライアンス~	フリートーク
広島技調	サービスの一環	職務執行
————— 本局	国家公務員の倫理及び服務に関するセルフチェック	公務員倫理 服務

	/JIX 177
◆テーマ(項目)別件数	
公務員倫理	12件
飲酒と運転	4件
職務執行	4件
発注者綱紀保持	4件
自操運転	2件
フリートーク	2件
公務員の不祥事事例	1件
服務	1件
公務と私用	1件

# 平成26年度第1回コンプライアンス・ミーティング 質問と回答(抜粋)

# ≪不当な働きかけの対応ルール≫

Q 1. 不当な働きかけを受けたときの対応ルールの中で、記録簿の内容を周知する ため共有フォルダを作成し、周知するタイミングは案件の性格を勘案することに なっていますが、不当な働きかけの内容がどのような形で他の職員に周知される のですか。

# 【回答】

不当な働きかけを受けたと思われる場合に職員が作成する記録簿は、所属長が事務 所長等及び発注者綱紀保持担当者と協議し、発注者綱紀保持担当者が必要と認める場 合は、各職場で管理するサーバ内の共有フォルダ等に登録し同僚職員等と情報共有す ることとしています。

情報共有の趣旨は、不当な働きかけの疑いがあるという段階から一人で抱え込ませることを防止し、組織として対応するためです。

なお、不当な働きかけに該当しないと判断された場合でも、内容によっては各所属 毎の判断により情報共有を行う場合があります。

Q2. 不当な働きかけを受けたと思い報告した案件はすべて公表されるのですか。 また、事前に相手方に公表される旨を伝えなかった場合はどうなるのですか。

# 【回答】

報告を受けた行為が不当な働きかけに当たると局長が認めた場合に、その件名、内容、対応状況を随時又は定期的に公表することとしています。

また、公表される旨を伝えなかった場合でも、上述と同様の扱いとなります。

なお、相手方に公表される旨を伝える状況になかった場合や、伝えなかった場合であっても不当な働きかけを受けたと思われる場合は、記録簿の対応状況欄へその旨を記載し報告してください。

Q3. 不当な働きかけを受けたと思っても、報告しなかった場合は何か罰則がある のですか。

## 【回答】

不当な働きかけに対しては、組織として受け止めて対応する必要があるため、職員 は記録簿を作成し速やかに所属長等へ報告する義務があることについて、発注者綱紀 保持規程第12条第2項で定めています。

なお、発注者綱紀保持規程自体に罰則規定はありませんが、同規程に抵触する行為 を行った職員は、国家公務員法や官製談合防止法等の適用により懲戒処分や刑罰が課 せられる場合があります。

# 《相手が要求を取消した場合》

Q4. 相手方が要求を取り消した場合は、不当な働きかけを「受けた」ことにならないということですが、要求行為が不当な働きかけに該当するものであっても、 発注者綱紀保持規程第12条に規定する対応は必要ないと解されるのでしょうか。

# 【回答】

発注者綱紀保持規程第12条は、不当な働きかけに対する相手方への対応、報告及び公表に関して定めたものです。

不当な働きかけに該当すると思われる行為を受けたときは、まず、同条の第1項の 規定に基づき、その者に対して「応じられない」、「記録・公表される」旨を伝えるよ う対応してください。

仮に、相手方がその時点で不当な働きかけに該当するおそれがあると気づき、要求を取り消した場合は、不当な働きかけを「受けた」ことにならないので、同条に基づくその後の対応は必要ありません。

ただし、要求行為があった事実は組織内で共有する必要がありますので、上司及び 発注者綱紀保持担当者へ情報提供してください。

Q5. 相手方が要求を取り消した場合は、不当な働きかけを「受けた」ことにならないということですが、事業者等にしてみれば「依頼して断られたら無かったことにしてください」という流れになってしまい、これをもって不当な働きかけを「受けた」ことにならないとすることで本当に良いのでしょうか。

# 【回答】

相手方の要求行為が不当な働きかけに該当するか否かの判断は、発注者綱紀保持規程第12条の規定に基づき行われることとなりますが、仮に、不当な働きかけに該当すると判断されたとしても、相手が要求を取り消した場合は、不当な働きかけを受けたことにはなりません。

不当な働きかけと思われる行為を受けたときは、「応じられない」、「記録・公表される」旨を伝えるよう、毅然と対応してください。

### ≪不当な働きかけとは≫

Q6. 例えば、「この間の入札は残念でした」と事業者から話しかけられた場合は、 不当な働きかけに該当するのでしょうか。

# 【回答】

質問の発言のみを捉えれば、発注者綱紀保持規程第2条第5項の不当な働きかけの 定義(詳細は発注者綱紀保持マニュアル5~6頁参照)で定める要求行為に当たらな いため、不当な働きかけには該当しないものと思われます。

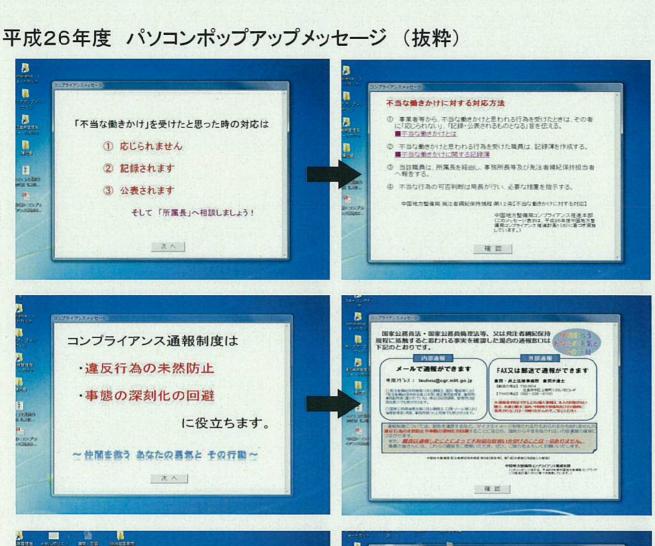
また、公共工事等の発注全般又は全体の方針等に対する陳情、政策提言、意見等については不当な働きかけに含まれません。

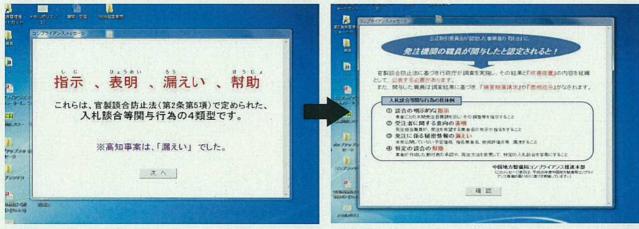
さらに、悪意(違法性の認識)がない質問、単なる事実又は手続きの確認であることが明らかなものについても、不当な働きかけに該当しません。

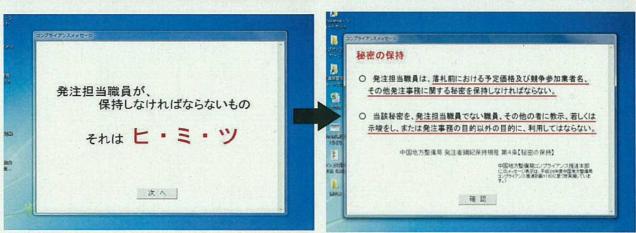
Q7. 相手側から「教えてもらえないのか」という問いのみを受けた場合でも、 不当な働きかけに該当するのでしょうか。

#### 【回答】

「教えてもらえないか」という問いのみであっても、その内容が発注者綱紀保持規程第2条第5項の不当な働きかけの定義(詳細は発注者綱紀保持マニュアル5~6頁参照)に当てはまるものであれば不当な働きかけに該当するので、その者に対して「応じられない」、「記録・公表される」旨を伝えてください。







平成26年度 管理職研修日程表

18:00		18:00 国旗降約	を食	と多く	22:30	阳路路		23:00 消 灯	類			
200	18:00			18:00	E0 (III		18,00				18-1	
2001	2.00	技術者倫理	広島大学大学院国際協力研究科 教授 藤原 章正	2:00 17:30	企業におけるコンブライアンス	(社)中国地域ニュービジネス協議会 常任顧問 磯村 定夫	1:30	課題研究	適正業務管理官			
2000	16:00		広島大		企業におけるこ	()中国地域二二 常任顧問	0;50 16;30	発注者綱紀保持 規程	適正業務管理官			
	0 15555	Ηa	司長	15;30		#	15:40	光光	瀬田 瀬			
	0:20	糕	栗田局長	ily je	737		15:30	15				,
	15,00 15,05	u		15.20		,,,	1.00	不適切事案から学ぶ	総務部 大庭予算調整官			
	14:25 14:30	温麗			《合防止法	事務総局 所中国支所	14:30	不適切	大庭			
	14:25	3	班修所	2:00	一一次	委員会 国事務	14:20			14:30	H	
nort.	n e	オリエンテーション		2	独占禁止法·官製談合防止法	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所中国支所	1.00.1	引に係る イアンス	用地部米田用地補償管理官	13:50 14:00	四端式	
-	13:40	*			型	近	FL	用地取得に係るコンプライアンス	田田地補	12	研修のまとめ	
13:20				13;20			13;20	7.11	*	13:20	ή <b>2</b> συ <b>2</b> μ	
12:20				12:20			12:20			12:20	7.44	
0021		<ul><li>・平成26年度 管理職研修 期間:平成26年5月27日(火)~5月30日(金)</li></ul>		11:10 1:10 12	勤務時間及び業務管理	総務部 坂屋人事計画官	1:20	国家公務員倫理	人事院中国事務局総務課長 小田川 巌	1,50	課題研究(発表会)	
00011		職研修	开修模)	11:00	Гĥ		11:00		12.00			
		管理] 月27日	務所(毎		経験を表して	2.53	10.50	72.7		5 10:30		
		年度 26年5	技術事		ヘルスれたサナい	プランニ		ノプライ	管理官	10.25		
0001		<ul><li>◆平成26年度 管理職研修 期間:平成26年5月27日(火)~</li></ul>	場所:中国技術事務所(研修棟)	0 130	職員のメンタルヘルス対策 「コミュニケーションのとれやすい職場づくり」	Moritaキャリアプランニング 代表 森田 ひとみ	0 120	発注機関におけるコンプライアンス	企画部高橋技術調整管理官	0 0.55	課題研究	
9:10				9:30	Ro OII		9:30			9:30	Ru -000	1
on T		7:30起床	無		8:00	存蘇		8:15	領			
		5A27B	(水曜)		5月28日	(水曜)		5月29日	(本層)		5月30日	(金曜)

# 平成26年度 管理職研修 実施状況













# 平成26年度 コンプライアンスセミナー日程表

場所:中国技術事務所研修所

18:00				18:00	国 タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ	22:30			
18:	18:00	阳四		18:00					
17:00	16:20 (1:20) 17:40	不適切事業から学ぶ	総務部 予算調整官	16:20 (1:40)	コンプライアンスニードイング 瀬間	適正業務管理官			
15:00 16:00	14:20 (1:50) 16:10	発注者綱紀保持	適正業務管理官	14:50 (1:20) 16:10	用地取得に係るコンプライアンス	用地部 用地補償管理官			
14:00	13:40 (0:30) 14:10	オリエンテーション		(1:20) 14:40	独占禁止法・官製談合防止法	公正取引委員会事務総局 近 畿中国四国事務所中国支所	(0:50) 14:10	参い間   次本	
				13:20	東 中 中	公正取機中国	13:20	セミナーまとめ	
13:00				(1:00)	昼食・休憩		(1:00)	昼食・休憩	
12:00	,			(1:20) 12:20	発注機関におけるコンブライアンス(品確法など)	企画部 技術管理課長	(1:20) 12:20	課題研究 (全体発表)	<b>第二十卷癸酉</b>
11:00				11:00	発注機 ンス(品	領	11:00		
10:00				(1:20) 10:50	公務員倫理	総務部 人事計画官	(1:20) 10:50	課題研究	<b>第二卷琴每届</b> 向
S	ren)			9:15 9:30	阳	32	9:15 9:30	Ru -III	
9:15					海海	8:30~	66	<b></b>	
		7月23日 水曜日		-	7月24日 8 木曜日	J. 107		7月25日 金曜日	

# 平成26年度 コンプライアンス・セミナー 実施状況













国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート 正解及び解説 発注者綱紀保持規程コンプライアンスチェックシート 正解及び解説

簡号1~5までは、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の基本的事項についての理解度チェックです。 番号5~10までは、発注者網に保持規程の基本的事項についての理解度チェックです。 解答欄に自身の回答結果を記入し、正解と比べてみてださい。 間違ったところは、国家公務員倫理教本、国家公務員倫理審査会ホームページに掲載している各種パンフレットや 発注書綱紀保持マニュアル等で確認しましょう。

番号	問題	解答欄	正解	解說
1	工事の監督業務を行う職員にとって、工事請負契約の相手方である企業の下請企業の従業員は、直接契約関係がないとしても利害関係者に該当する場合がある。		0	契約を締結した企業の下頭企業は、直接的には利害関係者に該当しませんが、例えば、契約を締結した企業からその契約内容の一部の事業を請け負った下頭企業の従業員が、当該事業に問題して、職員に対し帰与、供に接待等の行為を行うになる認められる場合には、当該下限企業の従業員は、倫理法第2条第6項の「事業者等の判益のために行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者に該当し、利害関係者とみなされることとなります。
2	職務として会議に出席した際、昼を挟むことになったため、会議を主催する利害関係者に終われ、近くのレストランに移動して、利害関係者の負担により1,200円犯罪の昼食をとった。このような場合、最務として出席した会議の合間にとった安価な昼食なので、倫理規程の禁止行為に該当しない。		×	機勝として出席した会議において、利害関係者から開業な飲食の提供を受けることは、通常の接通の範囲内の行為であって、それによって公正な機構の執 行に対する副星の規能や不信を招くおそれはないと考えられるため、禁止行為の例外として認められます。(倫理規理第3条第2項第7号) ただし、この「会議において」とは、会議と一体のものであることが必要であることから、本件の事例のように会議と一体のない別会場の飲食店で飲食の提供を 受けることまでは含まれません。
3	独立行政法人に出向中に業務を適じて知り合った関係は、国家公務員として知り合った関係ではないので、「私的な関係」に該当する。		×	「私的な関係」とは、職員としての身分にかからない関係と定義されていますが(倫理規程第4条第1項)、この「職員としての身分」には、任命権者の要請にむじて出向していた期間における身分を含むと定められていることから、本件の事例の場合には、私的な関係は認められません。(倫理規程第4条第3項) 出向期間中に知り合った他こついては、一般強国家公務員としての身分に関わる関係ではおりませんが、人事ローテーションの一環として身分が変動したものであり、その相手方も固からの出向者であることを認識していると考えられ、職員としての身分に関わる関係がある者と同様に取り扱うことが適当であることからこのような取扱いとされています。
	利害関係者に対し、当該利害関係者が広く銀布しているカレンダーを、日頃から自分がお世話になっている 隣の課にも同じものを持って行くよう依頼する行為は、当該カレンダーが宣伝用物品に当たることから、倫理規 税量反にならない。		×	職員が判職関係者に働きかけ、職員本人ではなく第三者に倫理規程で定める統止行為をさせるような行為は禁止されています。これについては、利害関係者に「要求」するという反倫理性の強さから、広(一般に配布される宣伝用物品や配念品の原与、多様の者が出席する立成パーティー等での飲食の提供など、職員本人でおれば例外として認められるような行為であっても認められません。(倫理規程第3条第1項第9号)
5	契約の関係で利害関係者に当たるOBと命約りに行った。当日は、道具一式は自前の物を使用するなど、OBに費用を負担しても5ったものはなかったことから、倫理規程の禁止行為には当たらない。		0	利害関係者と共に割的ルドインは、一般的に供応技術の手段とは考えられておらず、国民の疑惑や不信を招くおそれは少ないことから、テニスや登山と 同様、倫理規程上の禁止行為には規定されていません。 なお、釣り自体は問題はおかませんが、行きたやその行程(遠方へ長時間に直って同一行程で移動する等)、行程を共にする料書関係者の人数(利害 関係者の割合が高い)等によっては倫理規程第3条第1項第8号の「利害関係者と共に旅行すること」の禁止行為となる場合がありますので、注意が必要です。

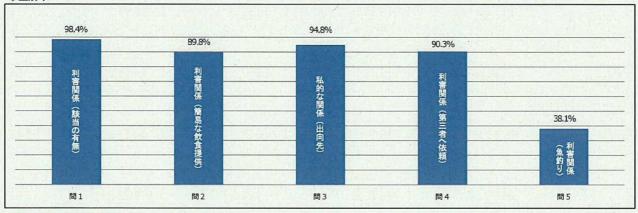
国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート 正解及び解説 発注者綱紀保持規程コンプライアンスチェックシート 正解及び解説

番号 1~5までは、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の基本的事項についての理解度チェックです。 番号 6~10までは、発注者綱紀保持規程の基本的事項についての理解度チェックです。 解答欄に自身の回答結果を記入し、正解と比べてみてください。 間違ったところは、国家公務員倫理教本、国家公務員倫理審査会ホームベージに掲載している各種パンフレットや 発注者綱紀保持マニュアル等で確認しましょう。

番号	問題	解答欄	正解	解散
6	発注者綱紀保持規(出)、中国地方整備周において発注される工事・維務・役務・物品購入等すべての発 注事務を対象としている。		0	発注書編紀保持規程は、「中国地方整備局における発注事務」を対象としており、工事・業務だけでは、、役務や物品購入も含む中国地方整備局にお して発注するものすべてが対象となります。 (発注書編紀保持規程第1条)
7	発注事務とは、発注計画、発注手続きを経て契約締結までの事務をいう。		×	見注事務とは、発注計画、仕様書及び設計書の作成、入札及び契約の方法の選択、資格審査、予定価格の作成、、契約の相手方の決定、契約の線 様、監督、検査及び支払い並びに契約履行が兄の確認及び評価など発注事務全般に係る事務をいいます。(発注書綱紀保持規程第2条第1項)
8	事業者が、契約に基づく提出書類を持ってきた場合、単に書類を受領する程度であれば、執務室内の自分 の序で対応しても問題ない。		×	契約に基づく提出書類を単に受領するような場合には、自分の席ではなく、受付かりンター、応接コーナー、打合セテーブル等のオープンな場所で対応する 必要があります。この場合、季和に所属医の承諾を得ることなく一人で対応できますが、やむを導すオープンな場所以外の場所で対応する場合には、季和に 所属医の承諾を得ることが必要になります。(発注者場紀保持規程第5条第2項)
9	事業者から公安前の発注計画に関する問い合わせがあったので、口頭による対応を行った。対応後、振り返っ で考えてみると、事業者からの問い合わせ内容が不当な働きかけに該当するように思い不安になったが、既に 対応してしまった後のことでもあり、対処の方法が分からなかったためそのままにしておいた。		×	事業者等から「不当な働きがけ」に設当すると思料する行為を受けたときは、配録簿を作成し、途やかに、所属医等(本局:課長又は富長、事務所:担当副所長又は課長、管理所:管理所長)を経由し、所属部長等(本局:担当部長、事務所:事務所長)に報告するとともに、発注者構紀保持担当者(本局:適正法務管理後、事務所・事務担当副所長、事務担当副所長が加かれていない事務所:総務係長・クム管理所・総務係長)に報告しない対は対立させん。(発注者構紀保持規度第12条第2列)事業者等から「不当な働きがけ」に設当なと思料する行為を受けたときは、その者に対して、「応じられない」、「記録・公表される」旨伝えなければなりませんが、対応後に対し、公場合さも、途やかに報告することで、事態影化の防止に繋がります。 なお、事業者等から受けた行為が介工与金融さかりに設当するとと、事態影化の防止に繋がります。 なお、事業者等から受けた行為が介工与金融さかりに設当する。又は自らが行った行為が発注者構紀保持規程に延祉する行為であったかどうか等について不安を能したり、判断に迷った場合は、一人で悩まれに早くし可又は発注者綱紀保持担当者に相談してびさい。
10	同僚が、特定の事業者に戦争的加集者名を教えているところを聞いてしまった。証拠品がないに放どうすべきか 悩んだが、メールで発注者綱紀保持担当者へ報告を行った。		0	他の種質が違反した事実について、自ら確認したり、遠線により知った場合には、発注者綱紀保持担当者に報告しなければなりません。(発注者編紀保 対規程第6条第1項) その際、報告して求められるのは、事実の申し出てあり、証拠までは求めていません。 報告は、所述の様式で行うことになりますが、内部議機研の専用シールアドレスを設置しており、メールによる報告ができます。また、外部窓口(弁理士)を 超由(FAX又は都送)して、報告者の氏名等を明めます。知能主なことをできます。 なお、職長が書機化ことによって不利益な取扱いを受けることは一切ありません。 また、通報制度は、密告を連想するなとマイナスなイメージを持たれる方もおられるかも知れませんが、違反行為の未然的止や事態の深刻化を回避すること に実がります。

# 平成26年度セルフチェック (国家公務員倫理法・倫理規程) の実施結果について

#### ◇正解率



#### ◇まとめ

<u>◎セルフチェックの実施率が99.7%でした。</u>(昨年:H25年12月・・・99.7%)

病気休暇、出産にかかる特別休暇の職員を除き、全職員(1,989名)が実施。

#### ◎総括

- 全職員の平均正解率は82.3%でした。(昨年: H25年12月・・・84.1%)
- ○【問1】利害関係者の範囲、【問3】私的な関係による例外及び【問4】第三者に利益を受けさせる行為に関する設問については、90%を超える正解率でしたが、これらの設問に係る知識・理解を誤ると、倫理規程違反に直結することになりますので、正しい知識の習得に努めてください。
- 正解率が90%に満たなかった【間2】会議における簡素な飲食、最も正解率が低かった【問5】利害関係者との魚釣りについてのポイントを、以下にて解説します。
- ■【問2】「会議」における簡素な飲食の提供について【倫理規程第3条第2項第7号】
  - 倫理規程第3条第2項第7号では、「職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること」は、通常の接遇の範囲内の行為であって、それによって公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えられるため、禁止行為の例外として認められています。
  - 【問2】での設問は、「会議とは別会場」での飲食の提供を受けることが禁止行為の例外として認められる「職務として出席した『会議において』」に含まれるか 否かがポイントになります。
  - 倫理規程第3条第2項第7号で規定する「会議において」とは、会議と一体のものであることが必要であり、会議会場の外にある飲食店で飲食の提供を受けることまでは含まれていませんが、職務として出席した会議の間やその前後において、会議参加者が会議と一体の行事として同じ建物の中で行われる昼食会等までは許容されています。

このため、この設問のように、会議と一体として行われたものではない別会場の飲食店にて飲食の提供を受けることは、「職務として出席した会議における簡素な飲食」には該当しないとされています。

- ■【問5】利害関係者との魚釣りについて【倫理規程第3条第1項第6号及び第8号】
  - ●【問5】の設問は、「利害関係者と共に魚釣りに行く」ことが倫理規程第3条第1項第6号に規定する「供応接待」の接待に当たるか否かがポイントになります。
  - 倫理規程第3条第1項第6号では、利害関係者から供応接待を受けることは、禁止行為とされています。

「供応接待」とは、供応(酒食を提供してもてなすこと)と接待(客をもてなすこと)の両者を包括するものとして用いており、この設問に関係する「接待」については、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般(温泉地等への旅行、ゴルフ等のスポーツ、映画・コンサートの鑑賞や野球観戦への招待等)がこれに該当します。

この設問のように、魚釣りにおいて利害関係者であるOBから釣り道具一式などの費用を負担してもらっていないことから、「接待」を受けることには当たりません。また、「釣り」に行くことについては、一般的には他人をもてなすことを目的とした「ゴルフ接待」のように供応接待の手段とは考えられておらず、国民の疑惑や不信を招くおそれは少ないことから、テニスや登山などと同様に倫理規程上の禁止行為として規定されていません。

このため、「釣り」自体を行うことは倫理規程上問題はありません。

★ しかしながら、「釣り」に行く場合には注意することがあります!

利害関係者と共に釣りに行く場合、<u>行き先やその行程(移動等)</u>、<u>行程(釣り)</u>を共にする利害関係者の人数等によっては倫理規程第3条第1項第8号の「利害関係者と共に旅行すること」に当たる場合があります。

- 倫理規程第3条第1項第8号では、職務遂行上、利害関係者と共に旅行することが必要となる場合を除き、職員が自己の費用を負担するか否かを問わず利 害関係者と共に旅行することは、禁止行為とされています。
- 倫理規程で規定する「利害関係者と共に」とは、職員と利害関係者とが当該行為を行う意図を共有して行うことを意味しており、つまり、職員と利害関係者とが同一行程で共に行動することをはっきり認識し、意図を共有して行動した場合は、国民の疑惑や不信を招くおそれがないとは言えないとのことから、禁止行為に該当することになります。

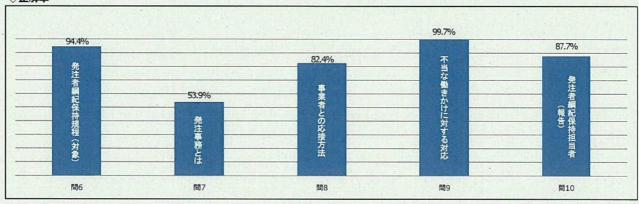
このため、利害関係者と共に、<u>遠方の目的地へ長時間に亘って同一行程で移動</u>する行程の場合や、<u>釣り</u>を共にする参加者のうち利害関係者の人数の割合が高い等の場合によっては、長時間に亘って行程を共にすることから、国民の疑惑や不信を招くおそれがないとは言えず、「利害関係者と共に旅行すること」の禁止行為となる場合がありますので、注意してください。

#### ○留意点

- ・禁止行為の"例外"であっても、その形態や状況によっては国民から疑惑や不信を招くおそれがありますので、慎重を期して行動していく必要があります。
- ・「利害関係者」や「禁止行為」に該当するか否か迷った場合には、所属長を通じて倫理管理官に相談してください。

# 平成26年度 発注者綱紀保持セルフチェックの実施結果について

#### ◇正解率



### ♦まとめ

<u>©セルフチェックの実施率が99.7%でした。</u>(昨年: H25年12月・・・99.7%) 病気休暇、出産にかかる特別休暇の職員を除き、全職員(1.989名)が実施。

#### ◎総括

- 全職員の平均正解率は83.6%でした。(昨年: H25年12月・・・78.7%)
- ○【問6】「発注者綱紀保持規程の対象」、【問9】「不当な働きかけに対する対応」に関する設問については、94.4%~99.7%と高い正解率でした。
- 問6の設問については、その理解を誤ると発注者綱紀保持規程違反に直結することになりますので、正しい知識の習得に努めてください。
- 問9の設問については、その判断に迷った場合や不安を感じた場合は、一人で悩まず速やかに上司又は発注者綱紀保持担当者に相談してください。
- 正解率が90%に満たなかった【問7】「発注事務とは」、【問8】「事業者等の応接方法」及び【問10】「発注者綱紀保持担当者への報告」についてのポイントを、以下 にて解説します。
- ■【問7】発注事務とはについて 【発注者綱紀保持規程第2条第1項】
  - ●発注者綱紀保持規程については、平成17年の鋼橋上部工事談合事件の再発防止対策を受けて定められたものであることを考慮すれば、「発注事務」を入札 談合に直接関係する事務(契約締結まで)と考えがちです。
  - しかし、同規程の目的である「発注事務に対する国民の信頼確保」の観点からは、発注事務全般について的確な職務を遂行することが必要であることから、通常、「発注事務」として想定される事務を包括的に含めることとしたものです。
  - ●【問7】の設問は、「発注事務」が契約締結後の『監督、検査及び支払並びに契約履行状況の確認及び評価』も対象であることがポイントで、これらの事務を担当する職員全てが『発注担当職員』となります。
- ■【問8】事業者との応接方法について【発注者綱紀保持規程第5条第2項】
  - ●発注担当職員は、発注者に対する国民の疑惑や不信を招くことのないよう、事業者等との接し方について細心の注意を払わなければなりません。原則として、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するものとし、出来ない場合は事前に所属長に承諾を得なければなりません。なお、執務室での対応で他の職員が同席できない場合でも、すぐ近くにいて会話の内容が聞き取れる状況であれば、<mark>複数での対応として取り扱っても構いません。</mark>
  - ●一方で、発注担当職員は、良質な社会資本を整備するという発注者に課せられた社会的な要請に応えるという責務があり、このため、事業者等と情報交換し、 様々な動きや正しい情報を収集することは必要なことです。したがって、コンプライアンスを意識した行動を執り、国民から疑われることのないオープンな環境で情報収集することは、これからも積極的に行うことが必要です。
  - [問8]の設問は、契約に基づく提出書類を単に受領するような場合であっても、対応する場所がポイントになります。オープンな場所で対応すれば事前承諾なく一人で対応でき、その他、事業者等からの儀礼的な挨拶をオープンな場所で受ける場合も同様です。
- ■【問10】発注者綱紀保持担当者への報告について【発注者綱紀保持規程第6条第1項】
  - ●発注者綱紀保持規程に抵触すると思われる事実を確認したり、外部からの通報等により知った場合は、速やかなに発注者綱紀保持担当者 (本局:<u>適正業務管理官、事務所:事務副所長</u>、事務副所長が置かれていない事務所:<u>総務課長</u>、管理所:総務係長) に報告する必要があります。
  - ●この規程に抵触する事実とは、発注事務に係る関係法令(会計法、入札適化法、独占禁止法、官製談合防止法、刑法など)や発注事務に関して国家公務員法、国家公務員倫理法などに抵触する場合が該当し、具体的には、事業者等に予定価格が推定される情報を教示又は示唆したり、事業者等から接待を受けたり、ブルフや旅行に行くなど不適切な関係がある場合などが該当します。
  - ●【問10】の設問は、発注者綱紀保持規程に抵触する証拠がなくても、抵触すると思われる事実を知っただけで報告を要することがポイントになります。

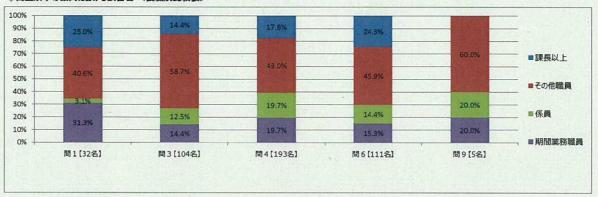
### ◎留意点

・発注担当職員は、発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、発注事務に対する国民の信頼を確保 しなければなりません。発注者綱紀保持に関しては、マニュアルが整備してありますので疑義が生じた場合は一読していただければと思います。

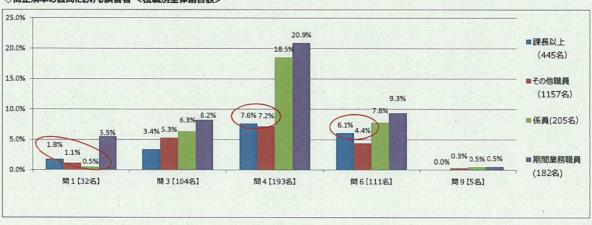
また、本局及び事務所に発注者綱紀保持担当者が設置されています。<u>同様に疑義が生じた場合には、本局にあっては適正業務管理官、事務所にあっては事務担当副所長等に相談してください。</u>

# 平成26年度国家公務員倫理法・倫理規程及び発注者綱紀保持規程セルフチェック (階層別結果)

#### ◇高正解率の設問における誤答者 <役職別比較表>



#### ◇高正解率の設問における誤答者 <役職別全体割合表>



## ◇低正解率 (90%以下) の設問における誤答者 <役職別比較表>

